

(仮称) 広島市北部地区学校給食センター 整備・運営事業概要

(素案)

(注) 本書は、令和5年5月に予定している本事業の入札公告に先立ち、事業内容等を具体的に示すことで事業者からの意見聴取を行うとともに、事業参入に向けた検討を促すために公表する資料です。

令和5年3月31日

広島市

— 目 次 —

第 1	本書の位置付け	1
第 2	本事業の目的等	1
1	本事業の名称	1
2	本事業の目的	1
3	本事業の基本的な考え方	2
第 3	本事業の内容	3
1	施設概要	3
2	事業方式	3
3	事業スケジュール	3
4	事業範囲	3
5	支払条件	5
6	特記事項	5
第 4	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	募集及び選定の方法	6
2	募集及び選定スケジュール	6
3	事業概要（素案）等に関する質問及び意見の受付	6
4	審査及び落札者の決定	7
5	入札参加者の資格等	8
6	入札参加者に求めること	11
7	契約形態	12
第 5	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1	リスク分担の基本的な考え方	13
2	予想されるリスクと責任分担	13
3	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	16
第 6	その他事業の実施に関し必要な事項	17
1	契約の締結	17
2	入札参加に伴う費用負担	17
3	情報公開及び情報提供	17

第1 本書の位置付け

広島市（以下「市」という。）では、学校給食センターの設計・建設（Design-Build）の一括発注と、維持管理・運営等（Operate）の一括発注を包括して行う方式（以下「DBO方式」という。）を採用し、民間の技術能力を効果的に活用して、（仮称）広島市北部地区学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施することを予定している。

本書は、令和5年5月に予定している本事業の入札公告に先立ち、事業内容等を具体的に示すことで事業者からの意見聴取を行うとともに、事業参入に向けた検討を促すためのものである。

第2 本事業の目的等

1 本事業の名称

（仮称）広島市北部学校給食センター整備・運営事業

2 本事業の目的

本市の学校給食は、①各学校の調理場で調理する「自校調理方式」、②学校給食センターで数校分の給食を調理し各学校に配送する「給食センター方式」、③民間事業者の調理場で調理しランチボックスで提供する「選択制のデリバリー方式（以下「デリバリー方式」という。）」（家庭から持参する弁当との選択制で実施）の三つの方式で提供している。こうした中、デリバリー方式について残食率が高く申込率も年々低下していることや、自校調理方式と給食センター方式で施設の老朽化が進んでいることなど様々な課題がある。

こうした課題を総合的に解決するため、将来的に給食センターを基本とする給食提供体制を目指すことを決定したところであり（「学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し方針（令和3年9月）」）、本事業は、この取組の一つとして可部地区学校給食センターの調理能力を拡張して安佐市民病院跡地に建て替え、デリバリー方式の解消とともに現行の給食センター及び近隣の自校調理場の老朽化等の課題解決を図るものである。

あわせて、食に関する情報発信や地域住民の様々な活動に利用できる附帯機能を整備することなどにより、新たな給食センターが安佐市民病院跡地全体の活用コンセプトである「若者や子育て世代を中心に広域から多世代が集い憩える交流の場」の実現に寄与する施設となることを期待するものである。

3 本事業の基本的な考え方

本事業は、事業者が施設を設計・建設し、維持管理・運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。

事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

(1) 安全管理・衛生管理

学校給食衛生管理基準等に基づく安全管理や衛生管理を徹底し、安全・安心な学校給食を提供する。また、アレルギー対応食については、専用調理室を設置し、他の調理作業と区別して安全に調理する。

(2) 効率的な調理環境

供給食数や献立に応じた作業空間と機能性、食材搬入から給食の搬出までのスムーズな作業動線を確認し、作業効率の向上と働きやすい室内環境を整備する。

(3) 適切な温度管理による安全な配送

周辺環境への影響や安全面に十分に配慮した配送計画を作成した上で、保温・保冷機能に優れた食缶により、給食を安全に配送し、調理後2時間以内の喫食を実現する。

(4) 環境負荷の低減

建設場所が住居地域であることを踏まえ、学校給食センターの建設工事期間・運営期間を通じて臭気・騒音・振動対策などを徹底し、周辺地域の環境を保全するとともに、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用などエネルギー消費量の削減に努め、環境負荷の低減を図る。

(5) 食育に関する情報発信・地域活動等の活性化への貢献

食育に関する情報発信や地域住民の様々な活動に利用できる会議室やオープンスペース、キッチンスタジオなどを整備した上で、調理実習会や試食会の実施、健康的な食事に関する情報提供など広く市民を対象とした食育推進活動を実施するとともに、隣接する多目的交流広場と連携した週末イベントなどを実施する。

(6) 施設を活用した自主事業（任意）

学校給食の提供を行わない時期や時間帯における調理場の有効活用を図るため、事業者による学校給食センターを活用した自主事業の実施を可能とする。

第3 本事業の内容

1 施設概要

(1) 事業用地

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号（安佐市民病院南館跡地）

(2) 用途地域

第一種住居地域

※建設に当たっては、建築基準法第48条第5項ただし書きの許可が必要となる。

(3) 建ぺい率／容積率

60％／200％

(4) 敷地面積

約10,000㎡（南館跡地全体の敷地面積18,896.73㎡）

(5) 調理能力

約12,000食／日

※米飯については約4,000食／日から段階的に提供食数を拡大（最大約12,000食／日）する。

2 事業方式

公設民営（DBO方式）

3 事業スケジュール

現時点で予定している事業の実施スケジュールは次のとおりである。

事業契約締結	令和5年12月
設計・建設期間	令和5年12月～令和7年10月（1年11か月間）
開業準備期間	令和7年11月～令和7年12月（2か月間）
維持管理・運営期間	令和8年1月～令和23年7月（15年7か月間）

4 事業範囲

(1) 施設整備業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ウ 工事監理業務
- エ 建設業務
- オ 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- カ 調理設備調達業務
- キ 調理備品調達業務
- ク 食缶等調達業務
- ケ 事務備品調達業務
- コ 配送車調達業務
- サ 近隣対応・周辺対策業務
- シ 中間検査・竣工検査及び引き渡し業務
- ス その他これらを実施する上で必要な関連業務

【参考】施設整備に関して市が実施する業務

- ア 事業用地内の既存施設等の解体・撤去業務（既存施設の基礎や埋設配管は全て撤去する。敷地南側のコンクリート擁壁は残置とする。残置物の詳細は入札公告時に示す。）
- イ 配送校の配膳室等整備・改修業務（令和7年10月までに実施予定である。）

(2) 開業準備業務

維持管理・運営を行うための準備業務及びこれらに付随する業務

(3) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構・植栽保守管理業務
- エ 調理設備保守管理業務
- オ 調理備品保守管理業務
- カ 事務備品保守管理業務
- キ 清掃業務
- ク 警備業務
- ケ 長期修繕計画作成業務
- コ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(4) 運營業務

- ア 食材検収・保管業務
- イ 調理業務
- ウ 配送・回収業務
- エ 洗浄等業務
- オ 廃棄物等処理業務
- カ 食器等管理業務
- キ 食缶等保守管理業務
- ク 調理員用品・消耗品調達業務
- ケ 配送車維持管理・更新業務
- コ 衛生管理業務
- サ 配膳・下膳業務
- シ 食育・喫食促進支援業務
- ス 広報支援業務
- セ その他これらを実施する上で必要な関連業務

※施設整備業務から運營業務までに係る全ての光熱水費（市職員用事務室及び食育エリア、配送校での配膳業務に係る光熱水費を除く。）は事業者の負担とする。

【参考】運営に関して市が実施する業務

- ア 献立作成・栄養管理業務
- イ 食器等調達業務
- ウ 食材調達業務
- エ 給食費の徴収管理
- オ 食数調整

5 支払条件

施設整備業務の対価については、令和6年度から令和7年度の施設整備期間の各年度において、事業者の部分払いで支払うことを予定している。

開業準備業務の対価については、事業者が実施する開業準備業務に係る対価を開業準備業務完了後に一括して支払うことを予定している。

維持管理業務及び運営業務の対価については、固定料金（施設の維持管理、配送・清掃等）と変動料金（提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等）で構成するものとし、供用開始後から維持管理・運営期間中にわたって月ごとに支払うことを予定している。

なお、維持管理業務及び運営業務の対価は、物価変動に基づき3年に1回改定することを予定している。

その他支払方法等の詳細については、入札公告時に示す。

6 特記事項

(1) 附帯事業

本事業では、安佐市民病院跡地活用推進協議会において了承された跡地全体の活用コンセプトを踏まえ、単なる調理場ではなく、食に関する情報発信や地域住民の様々な活動に利用できる附帯機能を整備する。詳細は要求水準書で示す。

(2) 自主事業（任意）

本事業では、学校給食の調理を行わない時期や時間帯において事業者が調理場を活用した自主事業を実施することを可能とする。詳細は要求水準書で示す。

(3) 炊飯の取扱い

本事業で整備する学校給食センターは、1日当たり最大12,000食の炊飯能力を備えた施設・設備とした上で、炊飯食数は稼働当初の1日当たり約4,000食から段階的に提供食数を拡大（最大約12,000食/日）する想定である。

なお、精米及び炊飯加工賃は保護者が負担する食材費から支出するため、本事業とは別に対価を支払う想定である。

(4) 学校給食用食材の取扱い

本事業で使用する学校給食用食材は、原則、一般財団法人広島市学校給食会を通じて調達する。

第4 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、学校給食に係るより質の高い安全・衛生管理のための工夫や、周辺の住環境を保全するための提案を求めるとともに、安佐市民病院跡地全体の活用コンセプトを踏まえた施設とするための提案などを求めるものであるため、事業者の選定方法は、価格とともにこれらの提案内容も評価する「総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）」とする。

なお、本事業は、WTO政府調達協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下の予定である。

日程	内容
令和5年3月31日	事業概要（素案）、要求水準書（素案）の公表
令和5年3月31日 ～4月14日	事業概要（素案）等に関する質問・意見受付
令和5年4月28日	事業概要等（素案）に関する質問・意見に対する回答
令和5年5月下旬	入札公告及び入札説明書等の公表
令和5年5月下旬 ～6月中旬	入札説明書等に関する質問の受付・回答
令和5年6月下旬	入札説明書等に関する質問に対する回答
令和5年7月上旬	入札参加資格審査確認書類の受付締切
令和5年7月下旬	入札参加資格審査結果の通知
令和5年9月中旬	入札及び提案書類の受付
令和5年11月上旬	落札者の決定及び公表、仮契約締結
令和5年12月	事業契約締結

3 事業概要（素案）等に関する質問及び意見の受付

事業概要（素案）及び要求水準書（素案）に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年3月31日（金）～4月14日（金）午後5時

(2) 受付方法

事業概要（素案）等に関する質問書（第1号様式）及び意見書（第2号様式）に記入の上、添付ファイルにて以下のメールアドレスに提出すること。

【E-mail】 kyo-kenko@city.hiroshima.lg.jp

(3) 回答の公表

事業概要（素案）等に関する質問及び意見に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和5年4月28日（金）までに市のホームページで公表する予定である。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要に応じて、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

4 審査及び落札者の決定

審査及び落札者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、入札説明書等において示す。

(1) 審査の手順及び方法

ア 審査は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

イ 入札参加資格審査は、本事業への参加を希望する者に資格確認に必要な書類の提出を求め、市の競争入札参加資格や一定の実績を有することを確認し、その結果を入札参加者に通知する。

ウ 提案審査は、入札参加資格審査を通過した入札参加者からの提案内容について、学識経験を有する者で構成する「広島市公共施設整備等事業者選定審議会（(仮称)広島市北部地区学校給食センター整備・運営事業者選定部会）」（以下「選定審議会」という。）が審査を行い、最優秀提案を選定する。

(2) 審査事項

審査事項は、「落札者決定基準」に示す。

(3) 審査結果

審査結果は公表する。

(4) 入札書類等の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表その他市が必要と認める場合、落札者として選定された入札参加者の提案資料の全部又は一部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の入札参加者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該入札参加者の承諾を得るものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は、市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

5 入札参加者の資格等

本事業に係る入札参加者の構成及び参加資格要件等について、現時点では以下のとおり想定している。

(1) 入札参加者の構成

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）、運營業務を実施する者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）から構成されるグループ（以下「グループ」という。）とする。
- イ 上記アの業務以外に、調理設備調達業務、施設維持管理業務、配送・回収業務、廃棄物処理業務等を行う企業を、必要に応じてグループに含めることができる。
- ウ 「(2) 入札参加者の資格要件」を満たす者は、本事業の複数の業務を実施すること及び業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することができるものとする。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本的関係若しくは人的関係（詳細は後記(3)参照、以下同じ。）のある者が兼ねてはならない。
- エ 本事業に参加するグループは、あらかじめグループの代表企業を定め、代表企業が必ず入札参加資格確認の申請及び入札手続を行うこと。
また、グループの代表企業は、落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として全て代表企業が行う。
なお、本事業を実施するための特別目的会社（SPC）の設立は不要とする。
- オ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。
- カ 入札参加者の構成員のいずれかと資本的関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の構成員になることはできない。

(2) 入札参加者の資格要件

ア 共通の参加資格

入札参加者の構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当する者でないこと。
- (イ) 入札の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者若しくは本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (ウ) 広島市税を滞納していない者であること。
- (エ) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (オ) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者

で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。

(カ) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者でないこと。

(キ) 本事業に係る事業者選定支援業務等の受託者又は当該受託者と資本的関係又は人的関係がある者ではないこと。

※本事業に係る事業者選定支援業務等の受託者は、次に掲げるとおりである。

株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4

(ク) 選定審議会の委員又は委員が所属する企業と資本的関係又は人的関係がある者ではないこと。なお、入札公告日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

イ 個別の参加資格

入札参加者の構成員のうち設計企業、建設企業、工事監理企業、運営企業は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たす者でなければならない。

(7) 設計企業

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、全ての企業が a 及び b の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所登録を受けていること。

b 令和 5・6 年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されていること（本事業の入札への参加を希望される時点において、上記の入札参加資格の認定を受けていない場合は、本事業の入札参加に当たって、特定調達契約に係る広島市競争入札参加資格の申請を行い、その認定を受ける必要がある。詳細については、入札説明書等において示す。）。

c 平成 20 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引き渡し完了した、延床面積 3,000 m²以上の新築工場の設計業務の実績を有すること。

d 平成 20 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引き渡し完了した、ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又はドライシステムの特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）の設計業務の実績を有すること。

(4) 建設企業

建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、全ての企業が a から c までの要件を満たし、かつ少なくとも

1 者は全ての要件を満たしていること。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事に
つき特定建設業の許可を受けていること。
- b 令和 5・6 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が建築一式
工事で認定されていること（本事業の入札への参加を希望される時点において、上
記の入札参加資格の認定を受けていない場合は、本事業の入札参加に当たって、特
定調達契約に係る広島市競争入札参加資格の申請を行い、その認定を受ける必要が
ある。詳細については、入札説明書等において示す。）
- c 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のも
の。）の結果において建築一式工事の総合評定値が 900 点以上であること。
- d 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のも
の。）の結果において建築一式工事の総合評定値が 1,200 点以上であること。
- e 平成 20 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引き渡し完了した、延床面積 3,000
㎡以上の新築工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての
施工実績は、出資割合が 20%以上のものに限る。

(ウ) 工事監理企業

工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同し
て工事監理業務を実施する場合、全ての企業が a 及び b の要件を満たし、かつ少なく
とも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- a 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けているこ
と。
- b 令和 5・6 年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務
の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されてい
ること（本事業の入札への参加を希望される時点において、上記の入札参加資格の
認定を受けていない場合は、本事業の入札参加に当たって、特定調達契約に係る広
島市競争入札参加資格の申請を行い、その認定を受ける必要がある。詳細について
は、入札説明書等において示す。）。
- c 平成 20 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引き渡し完了した、延床面積 3,000
㎡以上の新築工事の工事監理業務の実績を有すること。
- d 平成 20 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引き渡し完了した、ドライシステムの
学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設の工事監理業務の実績を有する
こと。

(イ) 運営企業

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して運
営業務を実施する場合、全ての企業が a 及び b の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者
は全ての要件を満たしていること。

- a 広島市競争入札参加資格の「令和 5・6・7 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及
び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提
供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-

15 その他（給食）」に登録されている者であること（本事業の入札への参加を希望される時点において、上記の入札参加資格の認定を受けていない場合は、本事業の入札参加に当たって、特定調達契約にかかる広島市競争入札参加資格の申請を行い、その認定を受ける必要がある。詳細については、入札説明書等において示す。）。

- b 学校給食施設において、この入札の公告日から起算して過去3年以内及びこの入札の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- c 学校給食センター又は特定給食施設における調理業務について、継続して5年以上の実績があること。

(3) 資本的関係及び人的関係

本事業の入札参加の資格要件に関わる資本的関係及び人的関係は次のとおりである。

ア 資本的関係に関する事項

- (ア) 親会社等と子会社等
- (イ) 親会社等が同一である子会社等

イ 人的関係に関する事項

- (ア) 代表権を有する者が同一である会社等
- (イ) 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人という。）を兼任している場合を含む。）
- (ウ) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

(4) 入札参加資格の確認

入札参加資格確認の基準日は、入札参加資格審査書類の受付締切日とする。ただし、入札参加資格確認後、落札者の決定日までの間に、入札参加者の構成員が上記入札参加者の備えるべき入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

- ア 構成員のうち、代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。
- イ 構成員のうち、代表企業以外の者が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議の上、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

6 入札参加者に求めること

本事業の実施に当たっては、広島市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

また、調理従事者の雇用に当たっては、現在、市の学校給食施設で学校給食の調理に従事している者を優先すること。

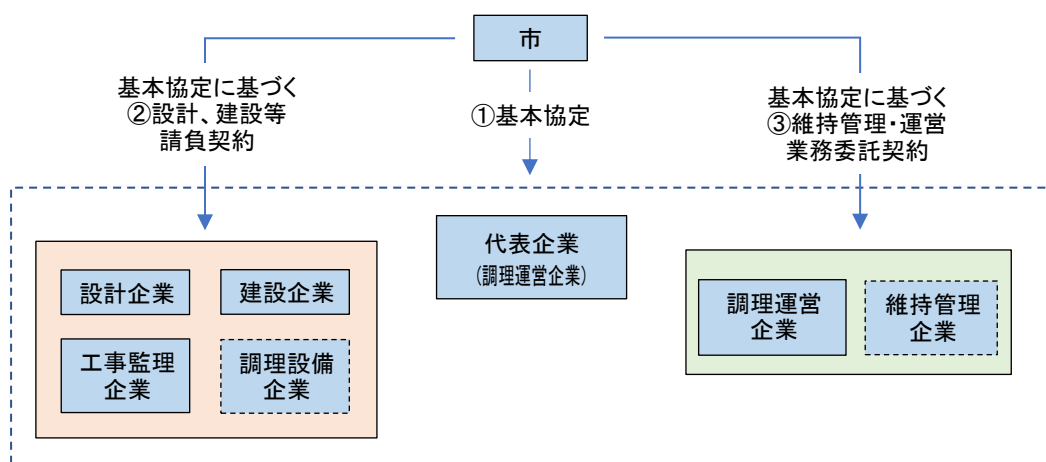
7 契約形態

市は、本事業に係る施設整備業務、開業準備業務、調理運営業務等を一体の事業として発注するため、落札者と基本協定を締結する。

また、市は基本協定に基づき、設計企業、建設企業、工事監理企業等と「設計・建設等請負契約」を締結するとともに、調理運営企業等と「維持管理・運営委託契約」を締結する。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、後日公表する入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、設計・建設等請負契約書（案）及び維持管理・運営委託契約書（案））において示す。

【契約形態のイメージ】



第5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。従って、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として以下のリスク分担表によることとする。具体的内容については入札公告時に入札説明書等において示すものとする。

【リスク分担表】

○：主分担 △：従分担

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	入札手続き	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	管理経費に直接的に影響を及ぼす税制度の新設・変更等（消費税等）	○	△
		5	上記以外の税制度の新設・変更等（法人税、固定資産税等）		○
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務の提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容を変更する場合	○	
	物価変動（※1）	14	施設供用開始前のインフレ・デフレ	○	△
		15	施設供用開始後のインフレ・デフレ	○	△

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
共通 (続き)	本事業の中止・延期	16	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		17	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	18	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力(※2)	19	不可抗力による損害	○	△
契約前	入札費用	20	本事業への入札に係る費用の負担		○
	契約の未締結・遅延	21	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		22	議会の議決が得られない場合	○	△
		23	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	
調査・設計	測量・調査	24	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		25	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	26	市の帰責事由により変更する場合	○	
		27	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	28	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		29	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	30	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		31	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
	用地	32	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		○
		33	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの(市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物は除く)	○	
		34	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの(上記を除く)		○
	地質・地盤	35	市が実施し、公表した地質調査等の資料から予測可能なもの		○
	工事遅延	36	市の帰責事由によるもの	○	
		37	事業者の帰責事由によるもの		○
工事費増大	38	市の帰責事由によるもの	○		
	39	事業者の帰責事由によるもの		○	
要求性能未達	40	本施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○	

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
調査・設計 (続き)	施設損害	41	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
	工事監理の不備	42	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
維持管理・運営	運営開始の遅延	43	市の帰責事由によるもの	○	
		44	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	45	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	46	市の帰責事由による対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	47	事業者の行う維持管理・運營業務の内容が入札説明書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の増大（物価変動は除く。）	48	市の帰責事由によるもの	○	
		49	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	50	市の帰責事由によるもの	○	
		51	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
	施設瑕疵	52	瑕疵担保期間内		○
		53	瑕疵担保期間終了後（※3）	○	
	需要変動（※4）	54	給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		55	生徒数・教職員数の変動によるもの	△	○
	異物混入（食中毒含む。）	56	検収時における調達食材の異常	○	
		57	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
		58	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		59	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
		60	調理・配送における異物混入等		○
		61	配膳以降、生徒に給食が供される間における異物混入等	○	

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営 (続き)	食物アレルギー 対応	62	・食物アレルギーをもつ生徒の情報収集不備、食材の調達誤り、校内での配食ミス、アレルギー対応食の献立作成ミス等による発症 ・突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による）	○	
		63	・調理段階における禁忌物質の混入による発症 ・事業者の責による誤食での発症		○
		64	・収集した情報の伝達不完全（送付漏れ・紛失等）による発症 ・アレルギー児童生徒の個人情報の流出	△	△
	配送の遅延	65	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		66	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		67	調理の遅延によるもの		○
		68	事業者の交通事故による遅延		○
		69	食材の納入遅延による遅延	○	
	運搬費増大	70	配送校の変更による運搬費の増大	○	△
		71	交通事情の悪化による運搬費の増大		○
移管	性能確保	72	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続	73	事業の終了手続に係る諸費用に関するもの		○

(※1) 一定範囲の物価変動は事業者、それ以上の物価変動は市

(※2) 一定範囲の損害は事業者

(※3) 当該瑕疵について事業者に帰属性がある場合には事業者のリスク負担とする。

(※4) 事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、事業費の見直しについて協議できるものとする

3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

原則として、市または事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示すものとする。

第6 その他事業の実施に関し必要な事項

1 契約の締結

落札決定後、仮契約を締結し、広島市議会の議決を得たとき本契約を締結する。

2 入札参加に伴う費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページを通じて行う。

市ホームページ > 教育委員会 > 学校教育の推進 > 学校給食